

京都市告示第639号

児童福祉法（以下「法」という。）第24条の28の規定により、次のとおり法第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

令和6年3月7日

京都市長 松井 孝治

1 申請者

株式会社春田宝泉（代表取締役 春田 宝子）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市東山区新宮川通松原下る西御門町463番地

3 事業所の名称

相談支援ステーション宝康

4 事業所の所在地

京都市東山区新宮川通松原下る西御門町463番地

5 指定する事業の種類

障害児相談支援事業

6 指定年月日

令和6年3月1日

7 事業所番号

2670800040

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）